

緑化推進事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 緑化の推進は、国土及び環境の保全、生活環境の整備等の面からはもとより、ふるさとを愛し、生活に潤いと安らぎを与えるという観点からも極めて重要である。このため、緑化推進事業及び自然保護普及啓発活動に対し、予算の範囲内で助成金を交付するものとし、その交付に関してはこの要綱の定めるところによる。

(事業の実施)

第2条 事業の実施に当たっては、事業実施地域の実情に応じて適切な事業を計画すること。

(助成金交付の対象等)

第3条 第1条の助成金の交付の対象となる事業（以下「助成事業」という）は、次のとおりとする。

(1) 学園緑化推進事業

(事業実施計画書の提出)

第4条 助成金の交付を受けようとする者は、別記様式第1号の事業実施計画書1部を本機構に提出する。その提出期限は別表に定めるところとする。

(事業の採択決定通知)

第5条 本機構は、提出された事業実施計画書を審査し、適正と認められるものについては、採択することを決定し、別記様式第2号により事業実施者に通知する。

(事業実施計画の変更又は中止)

第6条 事業実施者は、事業実施計画を変更又は中止するときは、別記様式第3号の事業実施計画変更（中止）承認申請書を第5条の決定通知があった日から起算して30日以内に本機構に提出し、その承認を得るものとする。

(実績報告及び助成金交付申請書の提出)

第7条 事業実施者は、事業が完了したときは別記様式第4号の実績報告及び助成金交付申請書1部を本機構に提出する。その提出期日は当該事業の完了した日から起算して10日以内とする。

(助成金交付の決定)

第8条 本機構は、提出された実績報告及び助成金交付申請書を適正と認めたときは、事業実施者に対し、別記様式第6号に助成金交付決定の通知を行う。

(助成金の交付)

第9条 助成金の交付は、原則として実績報告及び助成金交付申請書の提出後に行うものとする。

(助成金の概算払)

第10条 やむを得ない事情により概算払いを請求する場合は、別紙様式第5号の概算払請求書を本機構に提出するものとする。

(帳簿等の保存期間)

第11条 この助成事業に関する帳簿及び書類を保存しなければならない期間は、当該助成事業の完了した日から、起算して5年を経過した日の属する本機構の会計年度の末日ま

でとする。

(植栽木等の管理)

第12条 植栽事業の事業実施者は、事業完了後においても植栽樹木等の管理を適正に行うものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日（平成23年9月1日施行）から施行する。
- 2 この要綱の施行に伴い、「緑化推進事業助成金交付要綱（平成7年1月1日施行）」は、廃止する。

附 則

この要領は、決裁の日（平成24年3月28日）から施行する。

適用期日

この要領は、平成23年9月1日に遡及して適用する。

※令和3年度から、実施計画書、実績報告兼交付申請書等の押印は省略する。

事業名	採 択 基 準
学園緑化 推進事業	<p>◎ 緑化活動推進指定校助成</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業実施主体 県内の小学校・義務教育学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校 2 事業内容 <ol style="list-style-type: none"> ① 造林木又は緑化木等の植栽 児童・生徒による学校内及び通学路等の緑化活動を含む 出来るだけ木本類を植栽すること ② 林業・緑化等に関する講習会 3 事業実施計画書提出期限 別途通知日（6月上旬） 4 実施時期 7月1日～3月20日 5 研究指定校 広島県教育委員会からの推薦校の中から10校以内の研究指定校を決定する。 6 助成対象経費 樹木購入費，肥料代等植栽材料経費で，植栽労務費は含まない。 既存の樹木，緑地等の維持管理費は対象外 備品類は対象外 講習会の講師謝金・交通費等 7 助成金交付額 1校あたり10万円以内とする。（5万円以上は緑化活動に支出） 8 その他 2年連続して同一学校の採択は行わない。